令和８年６月１日

大学公認団体、学部公認団体、非公認団体を含む
すべてのクラブ・サークル活動を行う皆さんへ

学生・キャリア支援課

台風等の気象状況下における課外活動施設の取り扱いについて

台風等の気象情報で、大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、「特別警報＊」、「警戒レベル４相当＊」、「警戒レベル５相当＊」のいずれかが発表された場合、大学内の全ての課外活動施設（学生交流棟、学生会館、およびグラウンド、体育館等の体育施設）は、直ちに使用を禁止し、閉鎖します。

＊「特別警報」については防風、波浪、大雪、暴風雪を対象とし、「警戒レベル４相当」、「警戒レベル５相当」については河川氾濫、大雨、土砂災害、高潮など内容を限定せず、すべての警報を対象とします。

また、施設開放の有無を問わず、交通状況（運休・運転見合せなど）を常に注視し、帰宅困難や移動中の事故が生じないよう注意してください。

なお、警報が解除された場合は、下記の取り扱いとなります。

記

午前６時以前に解除された場合	・・・・・	通常どおりの施設開放
午前９時以前に解除された場合	・・・・・	午後０時からの施設開放
午前９時を経過しても解除されない場合	・・・・・	全日施設閉鎖

【注】解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。